



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年12月10日（木曜日）号外 第36号の 2

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1 年 44,400円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の  
搬出の制限 ----- (家畜防疫対策課) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 974号の 2

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病  
予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第 4 条の規定により  
、次のとおり家畜及び物品の搬出を当分の間制限する。

令和 2 年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥  
並びにそれらの死体
- 2 制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 制限の対象となる区域
  - (1) 搬出制限区域  
ア 延岡市北川町川内名（ウドミ谷山、八本木山、岩スリ山、  
ソウミ山、ニツダキ山、小岳山、八本木北ノ平山、井出ノ谷  
山、市ヶ迫、露ヶ迫、上黒内、中黒内、竹ヶ迫、黒内前水流  
、下黒内、木戸屋、ウスキ、向ノ原、黒内峠、先ノ越山、藤  
ノ木山、久保水流、上赤前水流、谷向、井出ノ谷、長迫山、  
長谷山、岩屋ヶ内谷頭、岩屋ヶ内、畑ヶ平、屋形ヶ水流、小  
谷、コノノハル、仁田ノ内、二ツ岩、官ノ平、板ヶ迫、白瀬  
山、龍子山、小坂山、上ノ原、ツイツメ山、下赤後、下赤前  
水流、タブノキ、姫ヶ谷山、ザレ山、谷後山、椎谷、ウツバ  
キ、ポロケ山、橘山、市ノ熊山、大向、ヨコホウキ山、椎葉  
山、トウセン谷、小原、田ノ原、飛瀬山、水ナシ山、カギ浦  
谷、ツツジ谷山、梓本内山、杉ノ田尾山、堀切山、清蔵ヶ内  
山、馬木尾谷山、堺ノ谷、縄尻山、畑場山、桑ヶ内山、西十  
亀山、西梅目山、東梅目山、谷口）